



商工会だより 2月号

発行日 平成31年2月12日



開催日時	内 容	開催場所
2月14日(木)19:00～21:00	『キャッシュレス決済セミナー』スマホ・モバイルでの決済説明会 講師:高木 健太郎 氏、中村 一貴 氏	木津川市商工会館
2月18日(月) 9:00～16:00	確定申告無料個別相談会(事前要予約)	木津川市商工会館
2月18日(月)13:30～16:30	確定申告無料個別相談会(事前要予約)	木津川市商工会加茂支所
2月19日(火) 9:00～16:00	確定申告無料個別相談会(事前要予約)	木津川市商工会山城支所
2月25日(月)13:30～16:30	確定申告無料個別相談会(事前要予約)	木津川市商工会加茂支所
2月26日(火) 9:00～16:00	確定申告無料個別相談会(事前要予約)	木津川市商工会山城支所
2月25日(月)～26日(火)	平成30年度近畿ブロック商工会青年部交流会及びリーダー研修会	海上自衛隊阪神基地隊他(神戸市)

個人事業主の方へ 平成30年分確定申告について

確定申告・納付の期限は下記のとおりです。
納期限に遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方が残高不足により振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納期日までの延滞税がかかりますので、ご注意ください。

申告・納付の期限 (申告・納付の期限は同日です)	所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税
	平成31年3月15日(金)	平成31年4月 1日(月)
振替納税の振替日	平成31年4月22日(月)	平成31年4月24日(水)

商工会に確定申告・決算指導を希望される場合の手数料

所得税の申告のみ 3,000円 所得税と消費税の申告 5,000円

本所、各支所で随時、ご相談をお受けしておりますので、ぜひご利用ください。

なお、期日間際のご相談は、大変混み合いますので、お早目のご利用をお願いします。

商工会費納付のお願い

平成30年度第3期(平成30年12月～平成31年3月分)の商工会費を、お届けの口座から、お引き落としさせていただきます。お手数ですが、預金残高のご確認をお願いします。

現金納付の方は、2月末までに窓口までお持ちいただきますようお願いいたします。



引落日

2月20日(水)

窓口納付締切日

2月28日(木)

《商工会だより目次》

- 2ページ目 WEBマーケティング～ホームページを活用した売れる仕組み～
- 3ページ目 今年4月から「年5日の年次有給休暇の確実な取得」が義務付けられます
- 4ページ目 木津川市競争入札参加資格審査申請はお早めにお済ませください、小規模企業共済制度(経営者の退職金)

【編集 野田】

発行者

木津川市商工会

木津川市木津南垣外83-3

TEL: 0774-72-3801

FAX: 0774-72-6564

Mail: kizugawa-sci@kyoto-fsci.or.jp

URL: <http://kizugawa.kyoto-fsci.or.jp>

WEBマーケティング ～ホームページを活用した売れる仕組み～

2月5日(火)に木津川市商工会館にてWEBマーケティングセミナーが開催されました。

WEBマーケティングを聞いたことがある方や初めて聞かれる方もおられるかもしれません。簡単に説明すると、WEBマーケティングとは、インターネットを活用したマーケティングの手法の一種です。インターネットを活用して「売れる仕組みを作る活動」をWEBマーケティングといいます。

インターネットを活用したマーケティングの手法の中で、今回は「ホームページ」を中心にどのように活用して集客をしていくか事例やワークを交えながら参加者の方に聴いていただきました。

簡単ではありますが、セミナーの内容を記載いたしますので参考にいただけたらと思います。



【知っておきたいホームページの基本と役割】

今までHPは集客や販促としての役割を担っていましたが、最近ではチラシなどにより知ったお店を検索して来店や購買をするお客様の行動から**安心・信頼**としての役割の比重が増加してきています。

このことから考えてHPをもつことは事業主の方にとって必須のものになってきていると言えます。

一方で、中小企業庁による「ITの活用に関するアンケート調査」によると74.2%の方がHPを作っても売上が変わらないといった現状にあります。

これは、HPを作っただけでは成果に繋げることが難しいということで、自社の強みが何なのかを考え競合と比較して差別化を図っていく必要があります。

【勝てるホームページのためのウリの見つけ方】

情報が溢れかえっている今、「検索してもらう・知ってもらう・口コミしてもらう」ためには下記の例のように「コンセプト」を明確にし、「誰に・何を・どのように」を決めて**「尖ること」(＝目立つこと)**が重要です。

コンセプトを見つめ直し差別化を図った鍼灸院百花堂の例

<before>

誰 に : 女性のお客様

何 を : 鍼灸と東洋医学を組み合わせた治療

どのように : 触診・ヒアリングに時間をかけてその人本来の課題を治療する

<after>

誰 に : 働く女性(25歳～45歳)のお客様
(ターゲットとなるお客様が日ごろ抱えている課題や悩みは?)

何 を : 心と体がずっと緊張状態⇒ゆるみとリラックスを求める
(どのようにしてこれらの課題・悩みを解決するか?)

どのように : 癒しの空間(アロマや音楽、色)、会話しながらの接客、原因の根本治療、食事療法のアドバイスの総合治療

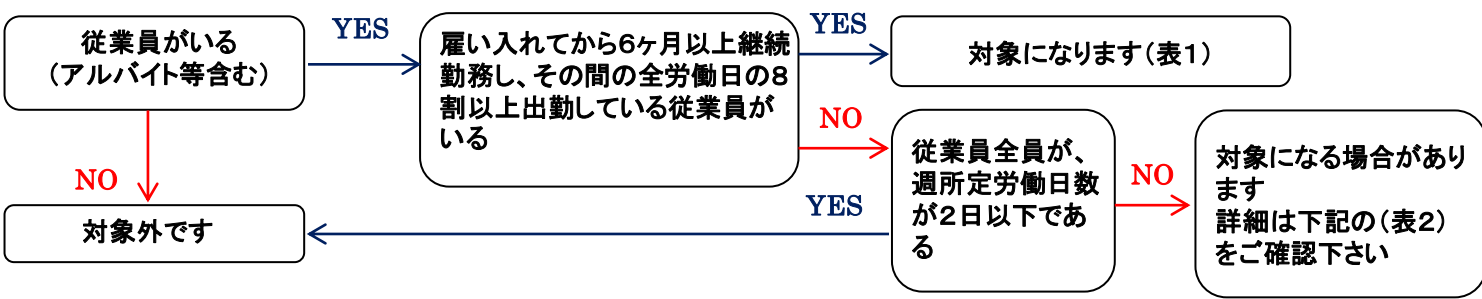
このお店では具体的にコンセプト設定を行った結果、働く女性の帰宅時間に合わせて院長自ら駅前でチラシ配りを行い、チラシを見たお客様がHPを閲覧し、1週間後には電話やHPに問合せがありました。このように、どのように目立つかを考えコンセプトを設定しHPを作成していくことが重要ですが、簡単なことではありません。自社の強みを生かして差別化をどのように図っていったらいいのかなどお悩みの場合は、商工会へご相談していただけたらと思います。

【近藤】

今年4月から「年5日の年次有給休暇の確実な取得」が義務付けられます

法令に違反した場合は、罰則もありますので、年次有給休暇を取得することができる労働者がいるかどうか、いる場合は、どのような対応をするべきか、ご確認ください。

①まずは、該当する従業員がいるかどうか、チェックしてください。



②対象になる場合、年次有給休暇の付与日数等を確認してください。

・原則として10日の年次有給休暇を与えなければなりません表1

継続勤務年数	6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

・パートタイム労働者等、所定労働日数が少ない労働者の場合表2

週所定労働日数	1年間の所定労働日数		継続勤務年数						
			6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
4日	169日～216日	付与日数	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日		5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日		3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日		1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

年次有給休暇が10日以上労働者太枠に該当する労働者のみが対象になります。「年次有給休暇取得計画表」を作成し、計画的に取得できるような職場づくりに努めて下さい。
また、下記内容について違反した場合は、罰則が科される事がありますので、注意が必要です。

	違反内容	罰則内容
1	年5日の年次有給休暇を取得させなかった場合	30万円以下の罰金
2	使用者による時季指定を行う場合において、就業規則に記載していない場合	30万円以下の罰金
3	労働者の請求する時季に所定の年次有給休暇を与えなかった場合	6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金

※年次有給休暇の取得は1日単位が原則ですが、労働者が半日単位を希望し、使用者が同意すれば、「年5日の年次有給休暇の確実な取得」の対象となります。

【福井】

木津川市競争入札参加資格審査申請はお早めにお済ませください

木津川市の入札に参加する場合は申請が必要です。
測量・建設コンサルタント業務、物品・役務の供給、建設工事等、内容により有効期間は異なりますが、申請時期は、年に1回で、今月の28日(木)午後5時必着(ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く)となっておりますので、申請漏れがないよう、ご注意ください。

【近藤】

小規模企業共済制度(経営者の退職金)

～小規模企業共済制度は、退職後のゆとりある生活を応援する安心の共済制度です～

節税

掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

経営者の退職金

小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者の方が、事業をやめられた後の生活の備えとなる「経営者の退職金」です。

実際に、どれだけオトクなの？

【例】課税される平均所得金額が400万円、月々3万円の掛金を15年間納付したSさんが共済金Aを受け取った場合。

節税額合計：~~※~~109,500×15年＝1,642,500円

掛金合計額＝5,400,000円 共済金A：6,033,000円

取得額－掛け金総額＝633,000円

おトク

合計 2,275,500円

※退職金を受け取る際の税金は、所得税及び住民税を合算すると、約2,400円になります。
※一括受取の場合は、退職所得扱いとなります。

※ 掛金納付月数が、240カ月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回りますのでお気を付けください。

掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される所得金額	加入前の税額 (所得税+住民税)	加入後の節税額		
		掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	36,500円	※ 109,500円	241,300円
600万円	1,393,700円	36,500円	109,500円	255,600円

【近藤】

木津川市商工会
木津川市木津南垣外83-3
TEL: 72-3801 FAX: 72-6564

山城支所
木津川市山城町上粕北的場15
TEL: 86-3157 FAX: 86-4064

加茂支所
木津川市加茂町里南古田24
TEL: 76-2970 FAX: 76-7211